

**令和7年度  
県の予算・制度に関する要望書**



**相模原市**



相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、子ども達の笑顔が輝き、未来に希望を抱くことができる「幸せ色あふれるまち」を実現するために、「子育て」、「教育」、「まちづくり」に重点を置きながら、起業・産業支援をはじめ、健康・福祉、災害・安全対策、環境対策など幅広い分野において施策を総合的に推進することで、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「起業するなら相模原」、「第2、第3の人生を楽しむなら相模原」と言っていたき、選んでいただけるまちづくりに取り組んでおります。

これらの市政を推進するに当たりましては、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大、公共施設の老朽化への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい行財政運営が続くことが見込まれますことから、令和3年4月に「相模原市行財政構造改革プラン」を策定し、第1期の3年間では、まちづくり事業等の選択と集中や既存の公共施設等の見直しを始めとする改革に取り組み、令和6年4月からの第2期からは、急速に変化する社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉えながら、民間活力の導入や都市基盤の整備や産業集積による税源涵養に取り組むなど、将来に渡り持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組を進め、財政の健全化を図ってきたところです。また、今後も本市が持続的に成長・発展を続けるために、行財政基盤を維持しながら、施策をより効果的に推進することが必要です。

本要望書は、本市が目指すまちづくりを実現するため、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和7年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

令和6年11月 相模原市長 **本村賢太郎**

# 目次

## 重点要望事項

- 1 公共交通の担い手確保に向けた取組の推進【新規】…………… 1
- 2 市町村による独自の処遇改善によらない  
    保育士等の確保に向けた支援【新規】…………… 2
- 3 医師の働き方改革に伴う救急医療機関等への支援【新規】…………… 3
- 4 県民の水がめとしての重要な役割を担う  
    水源環境の保全・再生施策の充実等…………… 4
- 5 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進…………… 6
- 6 中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援…………… 7
- 7 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置【新規】…………… 8

## 重点要望事項（防災対策に関する要望）

- 8 二級河川境川の改修…………… 9
- 9 土砂災害対策の推進…………… 10
- 10 旧耐震基準の分譲マンションについての耐震支援策の拡充  
    【3指定都市共通項目】…………… 11
- 11 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進…………… 12

## 要望事項

- 12 県営水道と市営簡易水道との統合の検討【新規】…………… 13
- 13 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進…………… 14
- 14 野生鳥獣の被害対策の充実…………… 16
- 15 特性外来生物の主体的な防除の実施…………… 18
- 16 広域交通網の整備への支援…………… 19
- 17 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援…………… 20
- 18 特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置…………… 21
- 19 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化…………… 22
- 20 交番の効果的な設置及び再編…………… 23

## 重点要望事項



# 1 公共交通の担い手確保に向けた取組の推進【新規】

県土整備局 都市部 交通政策課

## 【要望事項】

県民の生活を支える路線バス等の公共交通の担い手の確保に向けて、国や交通事業者等と連携した協議体の設置や効果的な取組を主体的に推進すること。

## 【要望の説明】

公共交通を支える路線バス等の運転士不足が全国的な課題として叫ばれる中、担い手確保に向けた取組の重要性は益々増加しています。

特に、令和6年4月に施行された、運転士の働き方改革関連法である改正労働基準法及び改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和4年厚生労働省告示第367号））に各交通事業者が対応することに伴い、運転士不足に一層の拍車がかかること（いわゆる2024年問題）が懸念され、現に、本市内を運行する民間バス路線については、令和6年3月～4月のダイヤ改正に伴い、平均で約10%の減便となっています。

今後、県民の生活を支えるバス路線の減便・廃止が一層進行していくことが懸念される中、路線バスは、基礎自治体の区域を越えた県民の生活・移動実態に応じて運行されており、それを支える担い手の確保に向けた施策は広域的に取り組みべきものであると考えています。

こうしたことから、広域自治体として、国や交通事業者等と連携した協議体の設置や、県内事業者における人材確保・定着に資する支援金制度の創設等を主体的に推進し、効果的な対策を講じることを要望します。

### 相模原市内における運行回数変更の概要（令和6年3月～4月ダイヤ改正）

	実施前	実施後	減少回数	減少割合
平日	1910.0回	1723.0回	187回	-9.8%
土曜	1433.0回	1289.5回	143.5回	-10.0%
休日	1299.0回	1180.5回	118.5回	-9.1%

### 改善基準告示の概要（令和6年4月）

	1年の拘束時間	1ヵ月の拘束時間	1日の休息期間
改正前	原則：3,380時間 最大：3,484時間	原則：281時間 最大：309時間	継続8時間
改正後	原則：3,300時間 最大：3,400時間	原則：281時間 最大：294時間	継続11時間を基本とし、継続9時間

## 【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課長 歌田 平 042-769-8249

## 2 市町村による独自の処遇改善によらない保育士等の確保に向けた支援【新規】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課

### 【要望事項】

国が市町村による独自の処遇改善によらず保育士等を確保できる仕組みを構築するまでの期間、市町村に対して保育士等の処遇改善を目的とした財政支援を実施すること。

### 【要望の説明】

令和5年12月に国が少子化対策の実現に向けて策定した「こども未来戦略」では、教育・保育の現場における子育て世帯の不安を解消し、安心してこどもを預けることができる体制を整備する必要性が示され、その取組として、令和6年4月には、75年ぶりに保育士等の配置基準が改善されました。また、地域の子育て家庭への支援の強化を目的として、新たに「こども誰でも通園制度」が創設され、本市においても、令和6年7月から本格実施に向けた試行的事業を開始しています。

少子化対策の実現に向けて、こうした取組を確実に進めていくためには、教育・保育の担い手となる保育士等の確保が必要不可欠ですが、厚生労働省一般職業紹介状況によると令和6年4月時点の保育士の有効求人倍率は、全職種の平均が1.18倍であるのに対して、2.42倍と大きく上回っており、人材不足が深刻化しています。

こうした状況を改善すべく、近年、国でも保育士等の処遇改善に向けた取組が行われているものの、依然として、人材不足は解消されておらず、本市を含め多くの市町村が独自に処遇改善を行い、保育士等の確保に取り組んでいる状況です。特に、東京都や千葉県は、他県より手厚い処遇改善を実施すべく、域内の市町村に対する財政支援を行っています。こうした独自の処遇改善は、一部の地域においては、一定の効果がある反面、人材確保に関する地域間の格差や競争を生み、他の地域における安定的な保育人材の確保を阻害する要因となっています。

県では、令和6年5月7日に埼玉県、千葉県とともに、国に対して「居住する地域にとらわれないこども施策の実現」に向けて「自治体の財政状況に起因する格差が生じないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずること」を要望したものと承知しています。要望の趣旨を踏まえ、国が市町村による独自の処遇改善によらず保育士等を確保できる仕組みを構築するまでの期間、市町村に対する処遇改善を目的とした財政支援の実施について要望します。

なお、保育士等は、保育所等以外の児童養護施設等に勤務している場合もあることから、児童養護施設等に勤務する保育士等についても、同様の対応について要望します。

### 【要望の担当】

こども・若者未来局 保育課長	佐藤 泰弘	042-769-8341
こども・若者未来局 こども家庭課長	中嶋 雅樹	042-769-9811

### 3 医師の働き方改革に伴う救急医療機関等への支援【新規】

健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課

#### 【要望事項】

医師の働き方改革に伴い、医師の確保について影響を受けている救急医療機関等に対し、救急医療体制の維持・確保ができるよう適切な支援を講じること。

#### 【要望の説明】

医師の働き方改革に伴い、令和6年4月から医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制等が適用されました。本市においても、大学病院からの医師派遣の縮小により、二次救急医療の輪番体制が組めなくなる病院が発生しました。

また、本市では人口10万人当たりの内科医が55.2人となっており、全国平均の74.2人と大きく乖離しています。特定の診療科目の医師が不足していることも、救急医療体制の維持が困難となる要因となっております。

こうした実情を踏まえ、地域のインフラである救急医療体制を維持するため、医師の安定的な確保のための施策を要望します。

また、地域医療勤務環境改善体制整備事業等では、勤務環境改善を目的として人材確保に関する経費が一定基準措置されているところではありますが、事業の対象とならない、大学病院からの派遣の縮小等で人材確保に関する経費が増加した救急医療機関や、下り搬送等で救急医療体制の確保に協力する医療機関に対しても、財政支援が図られるよう合わせて要望します。

#### 【要望の担当】

健康福祉局 保健衛生部 医療政策担当部長(健康福祉局 保健衛生部 医療政策課長(兼))  
井上 美紀 042-769-9230

## 4 県民の水がめとしての重要な役割を担う水源環境の保全・再生施策の充実等

環境農政局 緑政部 水源環境保全課  
環境農政局 緑政部 森林再生課

### 【要望事項】

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(平成19年度～令和8年度)終了後の令和9年度以降も、水源環境の保全・再生のための取組を継続できるよう、その財源確保を含む必要な措置を講じるとともに、財政的支援を拡充すること。

### 【要望の説明】

本市は県内の上水道の水源の約6割を占める相模川水系を支える相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、県民の水がめとしての重要な役割を担う水資源を有しています。また、市域の約6割を森林が占め、豊かな水資源の確保のために重要な水源涵養機能を担っています。

県は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(以下、「施策大綱」という。)と施策大綱に基づく「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、水源環境の保全・再生に取り組まれています。しかし、施策大綱終了後の令和9年度以降においても、かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくため、森林の適正管理に資する支援、河川・水路における自然浄化対策の推進など、現行の水源環境の保全・再生施策の継続が必要です。そのため、次の事項について要望します。

#### 1. 施策大綱終了後の令和9年度以降における継続的な取組の推進

県では、施策大綱に基づき、荒廃した森林の整備や生活排水処理対策などに取り組んでいるところですが、その一方で、自然災害の激甚化・頻発化への対応やSDGsの推進、さらには脱炭素社会の実現など、近年の社会的課題を踏まえると、施策大綱に基づく取組は、今後ますます重要になります。

保全・再生された水源環境を将来に渡り維持するために、森林の適正管理に係る市有林、財産区有林及び私有林に対する支援や、河川・水路における自然浄化対策の推進など、現行の水源環境の保全・再生施策が継続されるよう、令和9年度以降も県の責任において、水源環境保全税の継続や県の一般財源等の確保により、必要な措置を講じるよう要望します。

#### 2. 森林の集約化の実施

令和8年度の施策大綱の終了を踏まえ、実行計画では、現在、県が水源林整備協定により公的に管理している森林について、契約期間満了に伴い、所有者に段階的に返還されることとしていますが、返還後に所有者が自立的・持続的に森林を管理していくのは困難であり、一定の森林の集約化が必要不可欠です。そのため、実行計画期間内において、森林の集約化に係る具体的な方策を検討するよう要望します。

なお、検討内容等につきましては、逐次、情報共有いただきますよう要望します。

### 3. 生活排水処理に対する支援強化

本市では、富栄養化にある湖の水質改善のため、相模湖、津久井湖などのダム集水区域において、公共下水道及び窒素・リンを除去する市設置高度処理型浄化槽の整備を進めていますが、水源環境を保全するためには、整備後も適切に維持管理することが重要です。

維持管理については、特に高度処理型浄化槽の設置基数の増加に伴い、維持管理費が年々増加し、本市の負担が大きくなっていることから、維持管理費に対する恒久的な財政支援を講じていただくよう要望します。

#### 【要望の担当】

環境経済局	森林政策課長	石田 真也	042-780-5270
都市建設局	土木部 河川課長	加藤 弘文	042-769-8273
都市建設局	土木部 津久井下水道事務所長	樋口 伸一	042-780-1409
緑区役所	区政策課長	笠原 正則	042-775-8802

## 5 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進

政策局 政策部 土地水資源対策課

### 【要望事項】

宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書に基づき、フィッシング利用が図られるよう引き続き関係機関等と連携した取組を推進すること。

### 【要望の説明】

平成11年3月に建設省（当時）、神奈川県、愛川町、清川村及び津久井町（当時）の5者は、宮ヶ瀬ダムの維持と保全を図りつつ、自然公園としての秩序ある利用を推進するとともに、地域振興を図るため、「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」を締結し、フィッシング利用を行うこととしているものの、いまだ実現には至っていません。

また、令和元年度末から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、密にならないアウトドアレジャーの需要が顕在化し、フィッシングの人気の高まっており、釣り場として開放されていない宮ヶ瀬湖は全国的に注目されている湖となっています。

5者間で締結をした基本協定書、さらに現在の社会的背景に鑑み、宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現を図ることは、本市のみならず、宮ヶ瀬湖周辺地域の発展に大きく寄与するものであると考えます。

現在、5者に、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や振興などを図ることを目的として設立された公益財団宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を含めた6者で、実施主体及び費用の負担割合を定め、「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査」に取り組んでいるところですが、県におかれましては、引き続き関係機関等と連携し、フィッシング利用の実現に向け、主体的に取組を進めていただくとともに、必要な予算を確保していただくよう要望します。

### 【要望の担当】

市長公室 観光政策課長 鈴木 一広 042-769-8236

## 6 中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援

健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課

### 【要望事項】

中山間地域（津久井・相模湖・藤野）の持続可能な医療体制の確保に係る取組について、必要な支援を行うこと。

### 【要望の説明】

本市の津久井地区・相模湖地区及び藤野地区（以下「中山間地域」という。）においては、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等のリスクへの対応、人口減少等を背景とした受診者数の減少、医師・看護師などの医療従事者の安定的な確保が難しいことなど、医療に関わる課題が生じており、令和6年2月に「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」を定め、取組を進めているところです。

本市（相模原二次保健医療圏）の医師偏在指標は全国及び県平均より低く、診療所医師偏在指標においては県内最下位であり、さらに、市内の中山間地域とそれ以外の地域では医師配置状況に差があることから、中山間地域の医師偏在指標がさらに低いことは明白です。こうした状況を踏まえ、医師の地域偏在の是正を図るため、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の活用等による効果的な対策を早期に講ずることを要望します。

また、本市中山間地域の中では、準無医地区の指定要件に該当する地区があることから、県として、次期保健医療計画に向けて、県内の無医地区等に係る実態について改めて把握し、必要な「へき地医療の保健医療対策」を検討するよう要望します。

### 【要望の担当】

健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 地域医療対策室長 稲野 博泰 TEL042-769-9230

## 7 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び 財政措置【新規】

教育局 指導部 保健体育課

### 【要望事項】

保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の公費負担など持続可能な全国一律の制度の創設及び学校給食用食材の価格高騰対策として必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

### 【要望の説明】

児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食は、食育の生きた教材として、義務教育課程において重要なものとなっています。法令上、学校給食費に係る食材費は、保護者負担となっているものの、近年、学校給食費の無償化など独自の助成制度を実施する地方自治体が増え、居住する地域により、学校給食に係る保護者の経済的負担に大きな差異が生じています。

保護者の負担軽減を図るため、公費負担を念頭においた持続可能な全国一律の制度の創設や、学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を講じるよう国に働きかけることを要望します。

#### 本市の給食食材費負担の実施状況（1食当たり）

実施時期	内 容	
令和4年度 7月～ 3月	（小・中学校）	10円
令和5年度 4月～ 11月	（小中学校及びセンター校）	15円
7月～ 11月	（デリバリー校）	15円
12月～ 3月	（小中学校及びセンター校、デリバリー校）	30円

#### 無償化の実施

令和6年1月から3月分までの小学校給食費の無償化を実施

（1人当たり 13,800円（月額4,600円 × 3か月分））

### 【要望の担当】

教育局 学校給食課長 高尾 将治 042-707-7084

**重点要望事項**  
**( 防災対策に関する要望 )**

## 8 二級河川境川の改修

国土整備局 河川下水道部 河港課

### 【要望事項】

- 1 二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進めること。
- 2 雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

### 【要望の説明】

本市と町田市の行政界を流れる境川において、昭和40年代から幾度となく集中豪雨等による氾濫により床上・床下浸水の被害を受けており、近年では、令和元年東日本台風でも浸水被害が発生し、沿川地域の住民は、集中豪雨等がある度に水災害への不安や対応を余儀なくされ、精神及び身体ともに大きな負担を強いられる状況となっております。

近年では、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により21世紀末には全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍の増加が見込まれており、令和3年度ではハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、下水道法や特定都市河川浸水被害対策法など関係する法律が改正され、「流域治水」の重要性はますます高まっているところです。

本市では、令和5年3月に、今後の気候変動の影響等を踏まえ、これまでの計画降雨(51.1mm/h)に1.1倍を乗じた56.2mm/hに対応した雨水管整備を進めていく方針とした第3次雨水対策基本計画を策定し、工事実施に向けた取り組みを行っております。一方、県においては平成27年度に策定された「境川水系河川整備計画」に基づき、時間雨量概ね60mm対応の河川改修を30年計画として位置づけておりますが、依然として境川への放流量が抑制されており、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

こうしたことから、県民・市民の生命・財産を守るため、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進めるとともに、放流量の抑制見直しに向け、河川の流下能力の確認を進めるなど、より一層計画的に取り組むよう強く要望します。

令和元年東日本台風における被害状況



### 【要望の担当】

都市建設局 土木部 河川課長	加藤 弘文	042-769-8273
都市建設局 土木部 下水道経営課長	田野倉 求一	042-707-1890

## 9 土砂災害対策の推進

環境農政局 緑政部 森林再生課  
県土整備局 河川下水道部 砂防課

### 【要望事項】

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策（抜本的な防ぎょ対策工事等）及び治山事業の更なる推進を図ること。

### 【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていることと承知しています。

また、森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、「森林法」に基づき治山事業を行っていることと承知しております。

本市では、令和元年東日本台風において、「土石流」や「がけ崩れ」が多数発生し甚大な被害を受けるとともに、避難場所が不足したことから、指定緊急避難場所を追加指定し、早めの避難行動を促しているところです。

こうした中、令和3年5月25日に、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域等が追加指定されたことから、多くの人家や避難経路が土砂災害特別警戒区域内に位置することとなりました。

土砂災害防止施設の整備には、多大な費用と相当な期間を有することは承知しておりますが、市立藤野北小学校をはじめとする小中学校等の教育施設や、人家が多い箇所はもとより避難経路の危険箇所を解消するためにも、抜本的な防ぎょ対策工事等の更なる推進を要望します。

また、令和元年東日本台風により被害のあった山林のうち、緊急に復旧しなければならない箇所の多くは完了している状況であると承知しておりますが、未だ復旧していない箇所もあり、二次的被害が生じることが懸念されることから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向けた治山事業の更なる推進を要望します。

### 【要望の担当】

危機管理局	危機管理課長	佐野 強史	042-769-8208
環境経済局	森林政策課長	石田 真也	042-780-5270
教育局	学校教育部 学校施設課長	布川 享	042-707-7051

# 10 旧耐震基準の分譲マンションについての耐震支援策の拡充

## 【3 指定都市共通項目】

くらし安全防災局 防災部 消防保安課

### 【要望事項】

住宅の総合的な耐震対策を推進するため、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、耐震改修設計費及び耐震改修工事費を補助制度の対象とすること。

### 【要望の説明】

本市では「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、令和4年3月に「第3次相模原市耐震改修促進計画」を策定し、令和12年度までに住宅の耐震性が不十分なものを概ね解消するという目標に向けて、耐震化の取組を進めているところです。

市内の住宅の耐震化率は94.9%（令和5年度末現在）となっており、目標達成に向けては、防災上の観点からも、更なる取組を推進していく必要がありますが、特に民間マンションについては、今後、建物の老朽化や所有者の高齢化に伴い、耐震化の難易度が急速に高まり、対策のための行政負担が増大することが懸念されます。

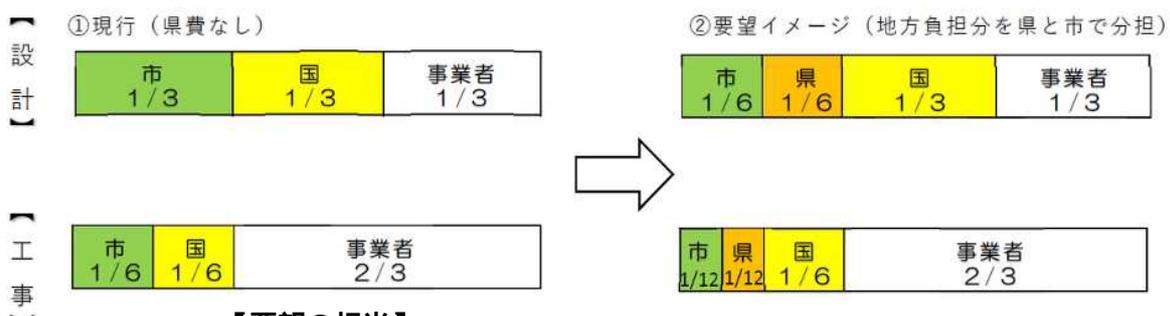
また、令和6年1月に発生した能登半島地震により、市民の耐震への関心が高まっていることから、県と市の適切な役割分担の下、連携して耐震対策を推進するため、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」において補助対象とされていない耐震改修設計費及び耐震改修工事費についても補助対象とすることを要望します。

民間マンション耐震対策に係る負担割合

		地 方		国
		市	県	
耐震対策	耐震診断（補助率5/6）	1/4	1/4	1/3
	耐震設計（補助率2/3）	1/3	補助対象外	1/3
	耐震改修（補助率1/3）	1/6	補助対象外	1/6

【要請】民間マンションの耐震改修事業についても、耐震診断と同様に、地方負担分を県と市が連携して分担すること

耐震改修設計費、工事費の要望イメージ



### 【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課長 柴田 貴弘 042-769-8252

# 1 1 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進

県土整備局 都市部 都市公園課

## 【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域的な防災拠点としての機能の検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

## 【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方を示し、本市と災害時の活用方法について調整しているところですが、本市としても警察機関や自衛隊等が集結するための広域応援活動拠点としての使用等、広域的な防災拠点としての有効性が高い区域であることから、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。



## 【要望の担当】

危機管理局	危機管理課長	佐野 強史	042-769-8208
環境経済局	公園課長	新井 宣章	042-769-8243



## 要望事項



## 1 2 県営水道と市営簡易水道との統合の検討【新規】

政策局 政策部 土地水資源対策課

### 【要望事項】

本市緑区の中山間地域における簡易水道について、県営水道との統合に向けた検討を早期に行うこと。

### 【要望の説明】

本市の水道は、給水人口ベースで99.5%が広域水道である神奈川県営水道によって供給されているところですが、県民の水源地域である本市緑区の中山間地域の一部において、市営の簡易水道や組合営の小規模水道が点在しています。

本市ではこれまで、平成18年3月及び19年3月に市町合併により、旧津久井町及び旧藤野町が運営していた6つの簡易水道を引き継ぎ、平成21年度から令和元年度まで、市営の簡易水道と統合することが合理的な簡易水道や小規模水道の統合整備を行い、現在は3つの簡易水道を運営しています。

市営の簡易水道については、高低差のある中山間地域に給水区域や水道施設が点在し、給水人口も少ないことから、給水効率が非常に悪く、本市では事業の経営健全化に向け、料金改定や業務効率化などの検討を行ってきたところです。

本市域の水道の供給に関しては、水道法において、本市の役割とされていることは承知しておりますが、本市の簡易水道に関しては、本市の大部分に水道を供給している県営水道のスケールメリットを活かして運営することが効率的です。

県においては、令和元年10月に施行された改正水道法に基づき、県内の広域連携を推進するため、令和5年3月に「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定されました。

当プランにおいては、広域連携は県内の圏域ごとに行うこととし、まずは業務の共同化から段階的に検討を進め、将来的には事業統合等の可能性も検討を行うこととされているところですが、本市の独自の事情を踏まえ、本市の簡易水道との統合に向けた検討を早期に進めるよう要望します。

### 【要望の担当】

都市建設局 土木部 津久井土木事務所長 成沢 史人 042-780-8210

## 1 3 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課  
県警本部 交通部 交通指導課 交通総務課

### 【要望事項】

- 1 交通事故につながりかねない危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化などルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

### 【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車が関係する交通事故の割合が高く、令和6年度は中央区及び南区が自転車事故多発地域に指定されており、地域や関係団体と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

また、高齢運転者による交通事故の増加が全国的な問題となっており、本市においても同様な状況です。

自転車利用者のルールやマナーの徹底や自動車の高齢運転者による交通事故防止対策については、県、警察、市や地域が一体となった取組が必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化するとともに、効果的な対策が講じられるよう要望します。

#### 1．ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市では、自転車運転者への交通ルールやマナーの啓発については、地域や警察、交通安全団体と連携し周知・啓発活動を行うほか、自転車用ヘルメットの着用促進に向けた購入費補助事業の実施、自転車に係る交通ルールやマナーをまとめた「自転車利用ハンドブック」を作成し、配布する等、様々な対策に取り組んでいるところですが、交通ルールがなかなか浸透されない状況であることから、交通事故を減らすために、事故につながりかねない危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化等、一層の取組を進めるよう要望します。

#### 2．高齢運転者の免許返納促進策について

県において、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めていただいていることは承知しておりますが、返納後の移動手段に不安を抱えるため自主返納を行えない高齢者等が、積極的に自主返納できるようにするための、バスやタクシーの割引制度など移動手段確保等の効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全交通事故件数	2,546 件	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991 件	1,992 件
自転車事故件数	771 件	681 件	648 件	703 件	627 件	626 件
市自転車事故の構成率	30.3%	30.7%	32.8%	33.2%	31.5%	31.4%
県自転車事故の構成率	23.2%	23.3%	24.4%	25.1%	25.6%	24.9%

本市における高齢者事故件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全交通事故件数	2,546 件	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991 件	1,992 件
高齢者事故件数	802 件	746 件	672 件	745 件	683 件	694 件
市高齢者事故の構成率	31.5%	33.7%	34.0%	35.2%	34.3%	34.8%
県高齢者事故の構成率	33.3%	34.2%	34.0%	33.4%	33.4%	34.0%

**【要望の担当】**

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 042-769-8229

## 1 4 野生鳥獣の被害対策の充実

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

### 【要望事項】

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した具体的な被害対策等を講じるとともに、野生鳥獣に寄生し、生息域を拡大させ、吸血被害を及ぼすヤマビル等の対策についても検討されたい。

### 【要望の説明】

農地と宅地が一体となった集落環境を形成する本市の中山間地域においては、野生鳥獣による農作物被害等は耕作意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大することで、集落そのものを衰退させる大きな要因の一つとなっています。

神奈川県においては、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣被害対策事業の推進に、多大なる支援をいただいているところですが、引き続き、鳥獣被害の軽減、根絶に向けた支援策を講じるよう要望します。

#### 1．ヤマビル・マダニの被害対策について

ヤマビル・マダニ被害は、シカ、イノシシ、登山者等を介し、被害区域が拡大しており、ともに人に対して吸血被害をもたらす他、マダニに関しては感染症を媒介する恐れがあります。本市では、令和5年度に、県の「多様な主体による活動スタートアップ事業」を活用し、ヤマビル対策の実証実験を行っておりますが、対策の効果が見込まれることから、市ではヤマビル対策事業の補助対象団体の増加を検討しています。つきましては、県のヤマビル対策事業費補助金についても、実態に合わせた増額を要望します。また、ヤマビル・マダニに対する知識、被害情報及び対策等の発信も併せて要望します。

#### 2．県境を跨ぐ行動域を持つニホンザル対策について

県境を跨ぐ行動域を持つニホンザルについては、近隣都県市では、追い上げ、追い払いよりも、銃等による捕獲を優先しており、県が行っている「適正規模の群れ管理」への影響が懸念されることから、近隣都県市と連携し、周辺地域が一体となった広域的かつ効果的な被害対策を推進するよう要望します。

#### 3．ツキノワグマの取扱いの見直しについて

本市の津久井地域は野生鳥獣による農作物被害が著しいことから、地域の方や関係団体、行政が一体となり、「地域ぐるみの被害対策」を推進しています。当該地域には、県の絶滅危惧種に指定されているツキノワグマも生息しており、イノシシ、シカ捕獲用のくくり罠による錯誤捕獲が発生しています。

錯誤捕獲されたツキノワグマは、学習放獣を原則としていますが、放獣先の近隣住民から、放獣についての理解を得難く、やむなく捕殺となってしまう状況が続いております。

こうしたことから、市内学習放獣地の選定等にかかる調整を県が主体的に実施するほか、県内市町村が共同で使用できる放獣場所の設定や、動物園などの民間への引渡し、放獣先を調整している間の一時保護施設の設置などの対策を早急に検討するよう要望します。

また、近年、東京都や山梨県境でツキノワグマが捕獲される事例が発生しており、こうした個体は丹沢山地由来ではなく、関東山地由来が含まれると推測されます。

県では、県内での狩猟の自粛を求めているところですが、関東山地由来のツキノワグマについて、狩猟の自粛の見直しも含め、県において保護・管理に関する方針を示すよう要望します。

#### 4. カモシカの個体数の調査について

近年、人里周辺において、カモシカの目撃情報が増加するとともに、錯誤捕獲が発生しています。今後、農作物被害等から有害鳥獣捕獲の要望が出ることで推測されますので、県において、個体数の調査を実施するよう要望します。

#### 【要望の担当】

緑区役所 区政策課長 笠原 正則 042-775-8852
-------------------------------

# 1 5 特定外来生物の主体的な防除の実施

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

## 【要望事項】

特定外来生物の個体数の減少や生息分布域の縮小に向け、必要な措置を県の責任において主体的に実施すること。また、アライグマの防除に関して新たな財政的支援の創設等を講じること。

## 【要望の説明】

特定外来生物は、在来種の捕食や生息場所の侵略、交雑による遺伝的なかく乱など、地域の生態系に甚大な被害を及ぼし、生物多様性保全の大きな妨げとなっています。令和4年7月の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正により、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務が明記され、都道府県は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講じることが義務となっています。

近年、本市では特定外来生物であるアライグマの生息区域が市内全域に拡大しており、農作物被害だけでなく、糞尿等による家屋の損傷や人間への病原菌の感染も懸念される場所です。また、野良猫の不妊去勢手術等のため設置した箱罠に錯誤捕獲されたアライグマを捕獲者が処分せず放獣する事例もみられます。

県では「第4次神奈川県アライグマ防除実施計画」を定め、市町村におけるアライグマの捕獲に関して、財政的・技術的支援を行うこととしていますが、補助制度である「市町村推進事業交付金」については、市町村への例年の配分額が決まっており、新たに実施する捕獲に対する財源とはならない状況です。そのため、国の「特定外来生物防除等対策事業交付金」を利用して計画捕獲を実施しているところですが、交付スケジュール上、繁殖期の春季における効果的な捕獲が実施できません。

こうした状況を踏まえ、県においては特定外来生物の個体数の減少や生息分布域の縮小に向け、県の責任において、錯誤捕獲時の対応に関する周知等の更なる対策を主体的に実施するよう要望します。

また、アライグマの防除に関しては、市町村が捕獲を行う際に財政的負担が生じないよう、国の「特定外来生物防除等対策事業交付金」とは別の新たな財政的支援を創設するとともに、国の交付金に関しては、春季の捕獲も対象となるよう、国に対して制度を改正するよう働きかけることを要望します。

## 【要望の担当】

緑区役所 区政策課長	笠原 正則	042-775-8802
環境経済局 水みどり環境課長	角田 仁	042-769-8242

# 16 広域交通網の整備への支援

県土整備局 都市部 交通政策課

## 【要望事項】

小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

## 【要望の説明】

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、これまでも小田急多摩線延伸に関する関係者会議に参画いただくなど、支援をいただいているところです。また、「かながわ交通計画」においては、上溝以西の田名地区、愛川・厚木方面への延伸について、構想路線として位置付けられているところです。

交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、収支採算性、費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討、都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されている中、延伸の実現に向けて、こうした課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うことを要望します。



## 【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課長 歌田 平 042-769-1395

## 17 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援

教育局 指導部 高校教育課

### 【要望事項】

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

### 【要望の説明】

本市の津久井地域においては、県立高等学校が少ないことや交通の状況から、厳しい通学環境におかれている生徒が多くいます。

特に、藤野地区・相模湖地区の生徒が県立高等学校に通学するためには、バスで最寄り駅へ行き、JR中央線八王子駅を經由し、横浜線沿線の橋本、相模原方面に向かうこととなり、非常に長時間の通学を余儀なくされることから、通学の利便性が高いJR中央線沿線の東京都立高等学校への進学を希望する生徒が一定数おります。

こうしたことから、本市の特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が都立高等学校へ進学することが可能となる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけることを要望します。

### 【要望の担当】

教育局 学校教育部 学校教育課長 三谷 将史 042-769-8284

## 18 特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置

教育局 支援部 特別支援教育課

### 【要望事項】

市内の県立特別支援学校高等部において視覚・聴覚部門を設置すること。

### 【要望の説明】

本市では、県立相模原中央支援学校の小・中学部に視覚・聴覚部門が設置されており、市内在住で学びの場に視覚・聴覚部門が適当であると判断された児童生徒が通学しているところです。

しかし、同校の高等部には、視覚・聴覚部門が設置されておらず、進学を希望する生徒は市外・県外への遠距離通学、または寄宿舍で家族から離れての生活を余儀なくされており、生徒や保護者の経済的・心理的負担が大きい状況となっています。

つきましては、視覚・聴覚部門に該当する生徒の高等部進学に当たっての負担軽減、地域において十分な学びの場を確保するために、相模原中央支援学校をはじめとした、市内全域の県立特別支援学校の高等部において、視覚・聴覚部門を設置することを要望します。

相模原市内の特別支援学校

学校名	部 別	分教室
津久井支援学校	小・中・高（知的障害・肢体不自由）	
相模原支援学校	小・中・高（知的障害）	橋本分教室
相模原中央支援学校	幼・小・中（視覚障害・聴覚障害） 小・中・高（知的障害・肢体不自由）	

### 【要望の担当】

教育局 学校教育部 青少年相談センター所長 折原 奈帆 042-769-8285

# 19 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化

教育局 支援部 特別支援教育課

## 【要望事項】

- 1 特別支援学校のセンター的機能を市立小中学校が十分に活用できるよう、特別支援学校に係る教員定数の改善を国に対して働きかけること。
- 2 医療的ケア実施校に対する看護師の巡回派遣等の支援や看護師のスキルアップ研修を実施すること。

## 【要望の説明】

本市では、インクルーシブ教育を推進する観点から、全校に特別支援学級を設置し、令和元年度からは医療的ケアも実施してきました。また、令和4年度から常勤の看護師を教育委員会に配置し、市内の医療的ケア実施校に対する巡回相談等を行っているところです。

しかし、特別支援学級は急激に増加しており、また医療的ケア児も増加傾向にあることから、特別支援学級の担任教諭や医療的ケアを実施する看護師の専門的なスキルの向上が急務であり、これまで以上に特別支援学校のセンター的機能の活用が必要な状況となっています。

また、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児等に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずることや、医療的ケア児の家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと等の規定がされました。

つきましては、小中学校等が十分にセンター的機能を活用できるよう、支援体制強化のため、特別支援学校に係る教員定数の改善を国に対して働きかけることを要望するとともに、医療的ケアについては、宿泊を伴う行事への支援方法や福祉機関との連携など、様々なケースに適切に対応できるよう、県と協力できるシステムの構築、看護師による巡回や看護師のスキルアップ研修等を県が提供及び充実することを要望します。

市立小中学校における医療的ケアの実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受入人数	8人	9人	11人	12人	13人
学校数	6校	7校	9校	10校	13校

## 【要望の担当】

教育局 学校教育部 青少年相談センター所長 折原 奈帆 042-769-8285

## 20 交番の効果的な設置及び再編

警察本部 地域部 地域総務課

### 【要望事項】

交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

### 【要望の説明】

県警察におかれましては、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、令和5年度末で県内7箇所の交番が統合され、令和6年度末にはさらに7箇所の交番を統合する予定であると承知しております。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から5箇所への新設等の要望があります。

このうち、町田駅南口地区については、現在市有地に民間交番を設置しておりますが、24時間の防犯対策が必要であることから、交番設置を地域から強く切望されている状況です。町田駅南口の治安を懸念している市民が多い現状を踏まえると、市としても交番設置の必要性が高いと考えております。

また、大野台地区については、相模原南警察署の神奈川県高相合同庁舎敷地内への移転後においても地域の治安を維持できるよう、地域から交番設置を要望する声が高まっております。

こうしたことから、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めることを要望します。

交番設置等要望箇所（5箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
中央区	相模原警察署	3	下九沢方面、矢部駅、田名（移設）
南区	相模原南警察署	2	大野台、町田駅南口
各区合計		5	

### 【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 042-769-8229

令和7年度

## 県の予算・制度に関する要望書

相模原市 市長公室 政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 754 - 2280

[seisaku@city.sagamihara.lg.jp](mailto:seisaku@city.sagamihara.lg.jp)